

令和5年度 役員・常任理事・地区理事組織体制について

1 令和5年度常任理事・地区理事の選出について

【規約】規約に則り選出する。

- 常任理事:小中学校は各郡並びに各市から1名、県立は全県から1名とする。
- 地区理事:小中学校は各市町村から1名、県立は地域支部から1名とする。

2 役員の輪番について

		← 1サイクル →												
		3・4年度	5・6年度	7・8年度	9・10年度	11・12年度	13・14年度	15・16年度	17・18年度	19・20年度	21・22年度	23・24年度		
事務局	会長	県立	岩手	盛岡	紫波花巻	県立	岩手	盛岡	紫波花巻	県立	岩手	盛岡		
	副会長	盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	盛岡	県立盛岡	県立盛岡		
	副会長	岩手	盛岡	紫波花巻	岩手	※岩手	盛岡	紫波花巻	岩手	※紫波花巻	盛岡	紫波花巻		
	事務局長	県立盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	県立盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	県立盛岡	盛岡	盛岡		
	事務局次長	県立中部	岩手	盛岡	遠野和賀	県立中部	遠野和賀	盛岡	遠野和賀	県立中部	遠野和賀	盛岡		
	会計	県立盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	県立盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	県立盛岡	盛岡	盛岡		
	事務局員	盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	盛岡	県立盛岡	県立盛岡		
		1/2サイクル(会長花巻)			※1/2サイクル(副会長 岩手)				※1/2サイクル(副会長 紫波花巻)					
役員 8名	県立	役員	県立中部	県立盛岡	県立盛岡	県立中部	県立中部	県立盛岡	県立盛岡	県立中部	県立中部	県立盛岡	県立盛岡	
		監事	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	県立盛岡	
	小・中	監事 を含み 6名	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	
			紫波	紫波	紫波花巻	紫波花巻	紫波花巻	紫波花巻	紫波花巻	紫波花巻	紫波花巻	紫波花巻	紫波花巻	
			盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	
			盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	
			岩手	岩手	岩手	◇岩手	◇岩手	◇紫波花巻	◇紫波花巻	◇岩手	◇岩手	◇岩手	◇紫波花巻	◇岩手
			花巻	花巻	花巻	遠野和賀	遠野和賀	遠野和賀	遠野和賀	遠野和賀	遠野和賀	遠野和賀	遠野和賀	遠野和賀

【役員についての確認事項】

- ①事務局以外の役員は、盛岡・県立から各2名(うち県立1名は監事)、遠野和賀から1名、岩手・紫波花巻は各1名ないし2名を選出する。(表◇のとおり)
 - ②事務局以外の役員の役職については事務局で委嘱する。
 - ③役員任期は原則2年とする。
 - ④再任用者および臨時採用者の選出を妨げないが、任期を考慮し各地区から選出する。
 - ⑤県立に会長職が当たる年度は、県立盛岡から4名、県立中部から2名選出する。
 - ・会長職は、県立両地区内(盛岡・中部)から選出(輪番校に限らず選出)することを優先する。
 - ・県立中部から会長職が選出された場合には、県立中部「役員」輪番枠に県立盛岡が入る。
 - ・県立中部は、県立が会長職に当たる前と会長職の2年間、役員を担当。
- ※H29年度定期代議員総会にてH31年度(R元年度)から県立輪番に中部地区が入ることが承認された。